誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を
有する建築物とする行為の届出書

|  |
| --- |
| 　都市再生特別措置法第１０８条第１項の規定に基づき、　　誘導施設を有する建築物の新築　　建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為　　について、下記により届け出ます。建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為　　　令和　　　年　　月　　日　　　神戸市都市局長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先 |
| 1. 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積
 | 所 在 | 　 |
| 地 番 |  |
| 地 目 |  |
| 面 積 | ㎡　 |
| 1. 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途
 |  |
| 1. 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途
 |  |
| 1. その他必要な事項
 | □広域型都市機能誘導区域外□広域型都市機能誘導区域内（ 都心 ・ 旧市街地型 ・ 郊外拠点型 ） |

注　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付図書】

　この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

①敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの。

②建築物の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの。

③その他参考となるべき事項を記載した図書